

# 池田市再生可能エネルギーポテンシャル調査及び導入目標策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 実施要領について

「池田市再生可能エネルギーポテンシャル調査及び導入目標策定業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「本要領」という。）」は、池田市（以下「本市」という。）が「池田市再生可能エネルギーポテンシャル調査及び導入目標策定業務委託（以下「本業務」という。）」に係る優先交渉権者を選定するに当たり、事業の概要や公募によるプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の手法等について必要な事項を定めるものである。

## 2. 公募の趣旨

本市では、令和4年3月30日、本市の豊かな自然環境を残し、健康に過ごすことのできる社会を次世代に引き継いでいくため、2050年までに温室効果ガスの実質排出量をゼロにすることを旨とする「池田市ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。

この宣言のなかで本市は、市民や事業者とともに、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取り組みを推進することとしており、達成するためには、再生可能エネルギーの最大限の導入を図ることが重要である。

本業務では、環境省の補助金である「令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用し、2050年の「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた基礎調査として、本市の温室効果ガス排出量の将来推計や再生可能エネルギーの導入ポテンシャル等を調査・分析し、本市の2050年脱炭素社会の将来像及びそこに向けた脱炭素シナリオ、再生可能エネルギーの導入目標等を検討したうえで、地域脱炭素ロードマップの作成を行うことを目的とし、業務委託事業者を公募するものである。

## 3. 業務の概要

### (1) 業務名

池田市再生可能エネルギーポテンシャル調査及び導入目標策定業務委託

### (2) 業務内容

別紙「池田市再生可能エネルギーポテンシャル調査及び導入目標策定業務委託仕様

書（以下「仕様書」という。）に記載の内容とする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年1月31日までとする。

**4. 予算額（提案限度価格）**

金8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意する。

**5. 実施方式及び契約方法**

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

**6. 参加資格要件**

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす単独事業者又は複数の事業者により構成される共同企業体の代表事業者とする。

- (1) 令和5年度の本市の入札参加登録業者であること。
- (2) 参加表明書等の提出期限において、本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 池田市暴力団の排除に関する条例(平成23年池田市条例第20号)で規定する暴力団又は暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (6) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (7) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (8) 管理技術者及び照査技術者として、技術士の資格を有する者を配置できること。
- (9) 別紙の仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力及び適正な執行体制を有し、本市の指示に柔軟に対応できること。
- (10) 共同企業体の代表事業者の場合は、全ての構成事業者が上記の(1)～(9)のすべての要件を満たしていること。

## 7. スケジュール

項目	日程
公募の開始	令和5年5月15日(月)
質問書の提出期限	令和5年5月26日(金) 17時まで
質問への回答	令和5年5月31日(水)
参加表明書等の提出期限	令和5年6月2日(金) 17時まで
企画提案書等の提出期限	令和5年6月7日(水) 17時まで
選定委員会(プレゼンテーション)	令和5年6月21日(水) 予定
選定結果通知	令和5年6月下旬発送予定
業務委託契約の締結	令和5年6月下旬締結予定

※諸事情により変更となる場合があります。

## 8. 応募書類の提出

### (1) 参加表明書等の提出

#### ①提出期限

令和5年6月2日(金) 17時まで(期限内必着)

#### ②提出書類

様式名	内容等	部数
参加表明書(単独事業者用)【様式 1-1】	様式のとおり。	正本1部 副本1部
参加表明書(共同企業体用)【様式 1-2】	様式のとおり。	
業務実績書【様式 2】	過去5年間(平成30年度から令和4年度まで)に地方公共団体から受託した同種業務実績を記載すること。	
会社概要書【様式 3】	共同企業体の場合は、代表事業者を含む全ての構成事業者のものを添付すること。	
CD-R	上記を格納した電子データを提出すること。	1部

## (2) 企画提案書等の提出

### ①提出期限

令和5年6月7日(水) 17時まで(期限内必着)

### ②提出書類

様式名	内容等	部数
企画提案書【任意様式】	A4で20ページ以内(両面印刷10枚分)とする。仕様書の内容以上の業務項目等が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントが容易に分かるように記載すること。	正本1部 副本9部
業務実施体制表【様式4】	業務を受託した場合の実施体制(組織、スタッフ、社内及び社外のバックアップ体制、各事業者の役割等)及び業務に従事する管理技術者・照査技術者等の業務実績を記載すること。	
業務計画書【任意様式】	業務全体に係る総合的な実施計画、業務実施の具体的なスケジュールを記載すること。	
見積書【任意様式】	仕様書における各業務内容に沿って、見積価格の内訳を、消費税及び地方消費税を抜いた価格で記載すること。	
CD-R	上記を格納した電子データを提出すること。	1部

### (3) 提出先

〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号

池田市 まちづくり環境部 環境政策課(市役所6階)

### (4) 提出方法

郵送又は持参

※郵送の場合は、書留郵便等、記録が残る方法で提出すること。

※持参の場合は、土日祝を除く9時から17時までを受付時間とする。

### (5) その他

①企画提案書は、1事業者当たり1提案とする。

②提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。

③提出された書類は、返却しない。

④提出された書類は、本プロポーザルの選定以外の目的に使用しない。

## 9. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、以下の要領で書類を提出すること。電話、FAX、来庁による口頭等での質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和5年5月15日（月）から5月26日（金）17時まで

(2) 提出方法及び提出先

質問書【様式5】を電子メールで下記のメールアドレス宛に提出すること。

E-mail : kankyo@city.ikeda.osaka.jp

(3) 回答方法

質問内容及び回答は、令和5年5月31日（水）に本市ホームページにて公表する。

## 10. 受託候補者の選定

(1) 選定方法

選定委員会において、企画提案書及び企画提案書に基づくプレゼンテーションの審査を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た参加者を、優先交渉権者とする。なお、参加者が5者を超える場合は、事前に書類審査を行い、プレゼンテーションを行う者を5者程度に選定する。書類審査の結果はホームページにて公表するとともに、選定された参加者には選定委員会について別途案内する。

(2) 選定委員会

- |       |   |
|-------|---|
| ①実施日  | 令和5年6月21日（水）予定  |
| ②実施場所 | 池田市役所 庁舎内   |
| ③実施時間 | 1事業者当たり20分程度（プレゼンテーション15分、質疑応答5分）                         |
| ④発表者  | 本業務に携わる担当者がプレゼンテーションを行うこと。ただし、担当者に加え、担当者以外の者が行うことは差し支えない。 |
| ⑤その他  | プロジェクター及びスクリーンは本市が用意する。その他、プレゼンテーションに必要な機材等は、参加者が用意すること。  |

※実施日時・場所等の詳細は、参加者に別途連絡する。

### (3) 評価項目及び配点

以下の評価項目に基づき審査を行うこととする。

	評価項目	配点
①企画提案書に対する評価	業務目的・内容の理解度	60
	提案の適格性・実現性	
	提案の有効性	
	提案の独創性	
②業務遂行能力に対する評価	同種の業務実績・経験（主任技術者）	30
	同種の業務実績・経験（組織）	
	業務実施工程及び進行管理	
	業務実施体制	
③価格に対する評価	提案価格の妥当性	10
総合計		100

### (4) 選定結果の通知

選定結果は、全参加者へ書面にて通知する。

### (5) 選定結果の公表等

選定結果は、本市ホームページにて公表する。

## 11. 契約の締結

契約内容及び仕様等については、採択された提案を基に、市と詳細を協議するものとする。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。

## 12. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本要領の「6. 参加資格要件」を欠いた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 提案に当たり、著しい信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めた場合

### 13. 注意事項

- (1) 本プロポーザルに関して要した費用については、本市に請求することはできず、参加者負担とする。
- (2) 本業務の契約は、環境省「令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の交付決定後に行うものとする。
- (3) 提案に当たっては、同補助金の交付の趣旨を理解したうえで、業務企画を提案すること。
- (4) 本プロポーザルに係る情報公開の請求があった場合は、池田市情報公開条例（平成16年池田市条例第1号）の規定に基づき、提出書類を公開する場合がある。

### 14. 問合せ先

池田市 まちづくり環境部 環境政策課

電話：072-754-6242

E-mail：kankyo@city.ikeda.osaka.jp